

# 産業廃棄物法制と自治体・処理業者

## 第7回SELAPPセミナー報告記

北村喜宣

上智大学教授

### SELAPPセミナーとは？

上智大学法科大学院は、2004年の設立当初より環境法教育に力を入れており、種々のイベントを提供する制度として、「上智大学法科大学院環境法政策プログラム（Sophia Environmental Law and Policy Program, SELAPP）」を設けている。その企画の一つとして、SELAPPセミナーがある。これは、環境法政策に関する話題を取り上げ、学内外の研究者や実務家を招聘して講演やディスカッションをすることを通じて、主として法科大学院学生の環境法學習に資することを目的としている。

第7回を数える今回のセミナーは、「産業廃棄物法制と自治体・処理業者」と題して、廃棄物処理法の2010年改正に至るこれまでの展開を振りかえるとともに、自治体、処理業者、弁護士がそれぞれの立場でどのように取り組んできたかを検証した。議論を通じて、現在の廃棄物処理法の持つ問題点と限界が改めて浮き彫りになり、いくつかの課題を確認することができた。以下、筆者の文責で、当日の状況を紹介する。

### 自治体からみた産業廃棄物法制とその課題

石崎勝巳氏（千葉県循環資源推進室）は、千葉県の現状を例に挙げつつ、廃棄物処理法が現場実態に必ずしも適合していないことを指摘された。

廃棄物処理適正化条例を制定して小規模

産業廃棄物処理施設の許可制を導入するなどの規制をしたのは、同法が自治体の実情に適合した規制手法を完結的に提供していないことを意味している。一方、廃棄物処理施設設置・維持管理指導要綱のように、条例化に至らないものもある。しかし、行政指導しかできない指導要綱では限界がある。そこで、千葉県を含め多くの自治体で、手続的規制を基本とする条例が制定されつつある。ただ、最終処分場の立地規制となると、なお行政指導によっているのが実情である。

### 処理業者からみた産業廃棄物法制とその課題

木村光政氏（福島県産業廃棄物協会）は、産業廃棄物処理業者の立場から、現行廃棄物処理法の「難しさ」を解説された。

不要物ゆえに適切な管理が必要な産業廃棄物であるが、その法規制は、関係者が共通の認識を持つような明確かつ平易なものであるべきである。ところが、現行法は、複雑・難解で自治体の運用にも（場合によっては担当者ごとに）温度差があり、規制を受ける側にとってはわかりにくくなっている。地域ルールは大切ではあるが、広域移動をする産業廃棄物に対して効率的に対処しているかといえばかなり疑問である。また、複雑化する産業廃棄物処理業に現行法は追いついて行けておらず、その発展を阻害している面がある。

### 行政訴訟を通して感じる産業廃棄物法制と行政実務の課題

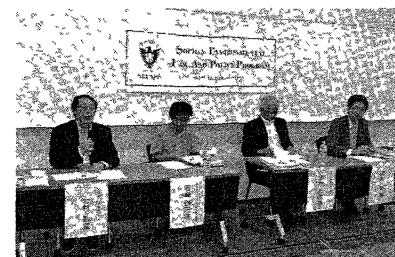
阿部鋼氏（弁護士）は、自ら担当した事件をケーススタディとして、自治体における産業廃棄物行政の実情を、法治主義の観点から詳説された。

安全で安心できる産業廃棄物処理施設の設置は、社会的にも重要な課題である。しかし、住民の不安は大きい。そこで行政は、その声に応ずるべく行政指導をする。指導内容には、法律の不備を補完するような合理性があるものが多いから、事業者も「行政指導に過ぎない」といって無視するようなことはない。ところが、あまりに理不尽な対応も少なくない。そこで、訴訟により権利主張をすることになるが、勝訴して痛感するのは、現行法の不十分さである。

### 報告と全体討論を通じての感想

1970年に制定された廃棄物処理法は、1954年の清掃法を全部改正して成立した。周知のように、清掃法は、基本的に家庭系ごみを念頭に置く法律であった。その枠組みを継承しつつ、また、「公衆衛生法」という性格を基本として、産業廃棄物の処理に立ち向かったのである。

しかし、「産業廃棄物」が家庭系ごみとはまったく異なる特性を持つことが時代とともに明らかになり、さらに、3Rの要請が高まるにつれ、同法の基本的枠組みを維持することに合理性がないと、社会は気づくようになっている。「抜本的改正」という言葉は、その必要性を表現したものであ



全体討論の様子。左から 北村（コーディネーター）、石崎、木村、阿部の各氏

る。新たな仕組みは、現行法の全部改正ではなく、廃棄物処理法の廃止と新法制定により提供されるべきだろう。

ところが、これはかなりの難事である。そこで、とりあえず問題となっている現象に対応すべく、基本的枠組みを維持したままに改正がされることになる。引き返して別の道を行けばよいにもかかわらず、一旦選択した道を遮二無二進むようなものである。それが廃棄物処理法の複雑怪奇さを増幅させる。環境法のなかでも、廃棄物処理法が飛び抜けて難解な法律であることは、環境法学界の「通説」である。

産業廃棄物処理を考える際に、現行法は「古い革袋」でありすぎる。伸縮すら容易ではない入れ物に新たな政策課題を押し込むならば、入れ物それ自体が破断することは火を見るより明らかである。法律のパラダイム転換が必要である。ただ、それにはとてつもなく大きな政治的エネルギーが必要である。現在の日本社会においては、それは「ないものねだり」であろうか。

3本の報告と全体討論を通じて、このような雰囲気を持った。

### 学生教育とSELAPP

法科大学院では環境法を学ぶ学生も多いが、「産業廃棄物」というと、なんとなく「怖い」という素直な印象を持つようである。セミナーを通じて、自治体行政、処理業界、法曹のそれぞれが、日本社会が避けて通れない「適正な産業廃棄物処理」という課題に真剣に取り組んでいる様子を目の当たりにすることができたのは、教育面からも有益であった。

SELAPPでは、土曜日の午後を使うセミナーのほか、ランチタイムのミニ研究会を適宜開催している。これらの多くは一般にも公開されている。SELAPPのHP※の新着情報をご確認のうえ、四谷駅前に位置する、交通至便の上智大学法科大学院にお気軽に足をお運びいただきたい。

※ SELAPPのHP

URL : <http://www.sophialaw.jp/environment/>